令和6年能登半島地震·奥能登豪雨災害対策特別融資保証 (復興しきん保証)

制度の特徴

R6年能登半島地震もしくはR6年奥能登豪雨にて直接被害を受けた事業者さま、または災害により経営の安定に影響を受けた事業者さま向けに、一定要件を満たした場合に<u>5年間無利子・保証料無料</u>でお借入できる制度です。

※但し、資金使途は真水のみであることに注意が必要です。

対 象 者	能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に事業所を有し次1,2のいずれかに該当する中小企業者1.SN4号(R6能登半島地震および奥能登豪雨による指定に限る)の認定書を取得している2.次のいずれにも該当すること①罹災証明書等を取得している②R6能登半島地震・奥能登豪雨で被害を受けた施設、設備の復旧に係る補助金の交付決定を受けていること。(罹災証明書又は、建築士による証明において、「全壊」、「半壊」と判定された場合は、補助金の交付決定が不要)※11市町(金沢市・白山市・小松市・加賀市・能美市・かほく市・羽咋市・津幡町・内灘町・中能登町・宝達志水町)については上記要件2に限り利用可能です。
保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5 年以内
金 利	5年間無利子(5年経過以降は1%)
保 証 料	不要
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)